

指名停止業者 措置状況(平成26年度)

当院における指名停止入札および随意契約、一般競争入札に関して、業者に対して下記のとおり取引停止等の措置を講じております。

平成26年10月1日 現在

措置の相手方	所在地	措置期間	措置を講じたこととなった理由
青木あすなろ建設株式会社 東京建築本店	東京都港区芝4-8-2	平成26年10月1日(水))) 平成27年9月30日(水)	<p>(1)平成25年10月21日付で青木あすなろ建設株式会社東京建築本店と日本赤十字社葛飾赤十字産院とで契約した「非常用発電機新設及び燃料タンク増設に係る契約」において、消火設備等の設置工事における実施設計のミスにより、消防署からの再三の是正指導に従わず工事を進行し、是正工事のため、工期の延長となったことは、日本赤十字社指名停止等の措置基準 別表第1第7号に該当するため。</p> <p>(2)上記1の契約において、停電工事時に発生した電源喪失事故については、患者の生命に危険を及ぼす事故を発生させたことは、日本赤十字社指名停止等の措置基準 別表第2第4号に該当するため。</p> <p>なお、本件は、措置要件の2以上の項目に該当することから、日本赤十字社指名停止等の措置基準の第3第1項により、同基準別表第2第4号の期間を適用することとし、さらに本件は、患者の生命に危険を及ぼした重大な過失であることを鑑み、同基準第3第4項により指名停止の期間を2倍まで期間延長すること。</p>